

各 位

上山市健康推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の
有効期間の取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険事業についてご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護（支援）認定の取扱いについては、これまで令和2年2月18日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」等に基づき申請受付してきたところですが、この度令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」が発出されたため、当市が保険者となっている被保険者につきましては以下の対応とさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 変更内容について

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（有効期間を12ヵ月間延長する措置）については、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新申請の手続をしていただきますので、利用者の有効期間について確認の上ご対応くださるようお願いいたします。

2 介護認定調査委託事業所の方へ

今後につきましては、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者の更新手続であっても、可能な限り通常の更新手続および認定調査についてご協力ください。ただし、利用者やご家族の意向、事業所の方針等により認定調査が困難な場合は、有効期間満了日が令和5年3月31日の方までであれば、これまでどおり要介護認定の臨時的な取扱いとして受け付けます。

上山市健康推進課 高齢介護係
電話 023-672-1111（内線 152）